

平成26年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年1月17日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年1月17日 午後1時26分 委員長宣告

4. 審査事項

協議事項

1. 可児市水道事業中長期収支計画について
2. 可児市いじめ防止基本方針のパブリックコメントについて
3. 可児市東地区第3期都市再生整備計画事業について

5. 出席委員 (7名)

委員長	澤野伸	副委員長	野呂和久
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川合敏己	委員	佐伯哲也
委員	伊藤英生		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	片桐厚司	水道部長	西田清美
建設部長	西山博文	都市整備課長	奥村建示
人づくり課長	纈纈新吾	水道課長	田中正規
上下水道料金課長	可児芳男	上水道係長	荻曾英勝

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記	小池祐功	議会事務局書記	村田陽子
議会事務局書記	熊澤秀彦		

開会 午後 1 時26分

委員長（澤野 伸君） 定刻前でございますけれども、皆さんおそろいのようにございますので、ただいまから、建設市民委員会を開会いたします。

本日は急な要請にもかかわらず、執行部の皆さんも御参集をいただきまして、本当にありがとうございます。

新年の御挨拶ということで、明けましておめでとうございます。

また、任期も残りわずかになってくるかと思うんですが、一生懸命また取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

可児市水道事業中長期収支計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道部長（西田清美君） それでは、中長期収支計画についての説明に入らせていただきたいと思っております。

昨年の暮れの12月19日に、県営水道料金の値下げが岐阜県議会で可決されたことは御承知のことかと思っております。これを反映いたしまして策定したのが中長期収支計画でございます。そのもととなります県営水道料金の値下げの内容と、現在開催しております上下水道事業経営審議会の経過などにつきまして、計画の説明に先立ち、お話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、平成26年度からの県営水道料金でございますけれども、今お配りをさせていただいたと思っておりますが、A 4・1枚の県営水道料金の値下げ内容と可児市への影響という資料をごらんいただきたいと思っております。

現行料金と改定後の料金体系について、平成24年度の受水費に当てはめるとどうなるかというのが、ここの2番に記載されております可児市における受水費の試算の表でございます。表の上段、現行という行の一番右端に料金という欄がございます。こちらをごらんいただきたいと思っております。

現行体系では、ここに書いてございますように、11億7,323万2,260円で水道料金が算定されておりましたが、改定後は、下段の10億6,107万4,800円ということで、約1億1,200万円の減額ということになります。これを割合で比較しますと、9.6%の減額ということで、印で下のほうに書いてございます。また、この表の内訳のほうをちょっと見ていただきたいと思っておりますが、料金体系は、基本料金と使用料金というふうに分かれておりまして、この基本料金と使用料金の割合でございますが、現行は、ちょっと記載してございませんが7対3、基本料金7、使用料金3という割合でございます。これが改定後は5対5ということで、基本料金・使用料金のウエートがイーブンになったということでございます。この料金に占めるウエートが、基本料金から使用料金に移行されたということは、可児市にとって今後水需要が年々減少してくるという状況を考えますと、非常に有利な条件となったということを御承知おきいただきたいと思っております。これについては、細かい説明は不要かと思っておりますので、

御質問があれば、また後ほどお願いを申し上げます。

それから次に、現在開催されております上下水道事業経営審議会についてでございます。

議員の皆様には、審議会の資料を事前に配付させていただいているところでございますけれども、昨年12月19日に、県議会の議決があった日に第1回目の審議会を開催いたしました。その中で、会長に名城大学都市情報学部教授の雑賀先生、それから、副会長に自治連絡協議会の会長の安藤様に御就任をいただきました。水道事業の現状等を説明した中で、さきの9月議会の一般質問の答弁の様子をビデオで見ていただきながら、法的な根拠も含めまして、現状、課題等について説明をさせていただいたところでございます。

また、2回目を一昨日、1月15日に開催をいたしまして、本日これから御説明をさせていただきます中長期収支計画と、耐震化や老朽管路など、水道施設を取り巻く状況について説明をさせていただきました。そして、適正な水道料金についての審議をさせていただいているところでございます。今後、水道施設をじかに見ていただくというようなことも計画しております。来月早々には審議結果の答申をいただきたいということで、お願いをしております。

それから、大変前置きが長くなって恐縮でございますけれども、可児市と同様に、県から水を購入している可児市以外の10の団体の状況についても御紹介をさせていただきたいと思っております。これは資料はございませんので、よろしく願いいたします。

10の市町のうち、値下げを予定している団体が1つございます。しかし、これは、今回の、県の水道料金の値下げを反映したものでなくて、以前からの首長の選挙公約の実現をするということでございまして、今申しましたように、県水の値下げ決定以前からそういうスケジュールとなっていたということでございます。値下げ後の料金が、ただいまその市町のホームページに掲載されておりますけれども、単純に一般家庭などで比較いたしますと、まだ可児市より若干高めというような状況でございます。それから、そのほかの市町については値下げは予定していない、行わないという回答でございました。

それから議会での一般質問の状況でございますが、一般質問があった団体が2団体、委員会等で消費税の審議のときに関連として聞かれたのが3団体という状況でございます。そのほかは、議会等で質問等はございませんでした。

それでは、中長期の収支計画について、上下水道料金課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

上下水道料金課長（可児芳男君） お手元の資料ということで、昨年の12月26日付でお配りいたしました可児市水道事業中長期収支計画、こちらの冊子がお配りしてございますが、よろしかったでしょうか。

それでは、まず1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、計画に係る基本的な事項でございますけれども、この計画期間は平成26年度から10年間といたしますが、推計期間としては平成45年度までの20年間というふうにしております。

また、昨年7月に策定いたしました可児市の人口推計に基づきまして、水需要予測をいた

しますとともに、平成24年度に策定いたしました水道施設耐震化計画とアセットマネジメントによる建設改良費を盛り込んでおります。アセットマネジメントというのは、下の4つの策定の基本方針の 番のほうにも出てまいりますが、平成24年度に策定いたしましたアセットマネジメントで定義した内容をそのまま引用しますと、一言で申し上げますと、資産管理というふうにございまして、持続可能な水道事業を実現するために、中・長期的な視点に立って、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指すものとしております。また、一般会計からたびたび繰り入れをお願いしておりました高料金対策補助金については、計画期間中は計上いたしておりません。

それから計画策定の背景でございますけれども、給水量の減少、施設の耐震化、あるいは老朽施設の更新費用の増大、それから地方公営企業会計制度の見直し、県水の受水費の値下げなどといった現状とか課題、社会情勢の変化を踏まえまして、今回の計画では下段の4つの基本方針、すなわち 番にございまして、新しく見直されました新地方公営企業会計制度、これは昨年11月にお話しさせていただいたものでございまして、この中の財務諸表等の変化を多角的・長期的な視点で検証、評価していくこと、2つ目には、給水量の減少を踏まえた収支バランスの維持、3つ目には、水道施設の計画的・効率的整備と財源の確保、それから適正な水道料金の検討と、これらをもって将来にわたりまして、持続可能な水道事業の実現を目指すというものでございます。

また、この計画は、3年ごとに見直しを行うという予定でございまして、収支推計で実績額が確定したのものについては、毎年その額に更新していくことにいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2ページのほうをお開きください。

2ページのほうからは、具体的な策定内容について御説明をさせていただきます。

初めに、ここでは今後の水需要の予測をいたしております。水需要の予測は、昨年7月策定の可児市の人口推計をもとに給水人口、あるいは有収水量などを予測しております。

2ページ下のグラフのほうをごらんいただきますと、おわかりかと思ひますが、実は、平成20年度に策定いたしました水道ビジョンがございまして、このときの予測が、グラフでは赤い線になりますけれども、これと比較いたしまして、今回の計画、グラフでは青い線になりますけれども、給水人口の減少が早期に始まっていることがごらんいただけるかと思ひます。

水道ビジョンでは、平成30年度に人口のピークが来るというふうにごらんしておりましたが、実際は、平成19年度をピークに減少しているという状況がごらんいただけるかと思ひます。

次に、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

の年間有収水量につきましても、人口同様の状況でございまして、今回の計画、青い線になりますけれども、減少の一途をたどるというふうにごらんしております。

次に、その下段にございまして(2)の財政収支見通しでございまして、次の4ページの中ほどにその推計結果の表がございまして、ごらんいただきたいと思います。

この推計結果でございまして、まず上段の収益のほうでございまして、

収益の根幹をなすところの給水収益、つまり水道料金の収入のことでございますけれども、給水人口とか有収水量の減少に比例いたしまして、年々減少しております。また、平成26年度推計から営業外収益が大きく膨らんでおります。収益の真ん中付近に営業外収益がございますが、これは平成26年度から新たに適用されますところの地方公営企業会計制度に伴いまして、過去の施設整備の財源となりました国庫補助金とか工事負担金などを長期前受金ということで収益化することに伴うものでございまして、営業外収益の中には、この長期前受金という現金ではない収益を含んでいることによるものでございます。

それから特別利益でございますが、これは主に水道加入分担金のことございまして、今後、人口の減少とともに新たに水道を引くケースが大きく減少していくというふうに見込まれますので、それを反映して減少しております。なお、一般会計からの高料金対策補助金については、推計上計上いたしておりません。

次に、費用面のほうでございます。

人件費、維持管理費につきましては、固定的な経費であるため、大きな減少は見込めません。その下の支払い利息につきましては、起債を抑制していくということで、減少していくというふうに見込んでおります。

その下の減価償却費等でございますが、これは減価償却費と施設の統合などに伴う除却費となる資産減耗費がありますけれども、耐震化整備を今後進めることによりまして、減価償却費は膨らんでいくというふうに見込んでおります。

推計の欄をちょっと見ていただきますと、平成45年度の推計にありますように、約8億円程度まで膨らんで、その後は管路の耐震年数を超えていくこととか、人口減少にあわせました適正規模に更新していくというようなことで減少していくというふうに見込んでおります。

それからその下の受水費につきましては、このたびの県水の値下げを反映しておりますが、平成26年度推計の数字を見ていただきますと、平成24年度実績に比べまして10%程度の減少としておりますが、県の中・長期計画では、平成36年度から5%程度の値上げを示されておりますので、平成45年度の推計値をごらんいただきますと、増加しているというふうになっております。

それでは5ページの損益、6行目になりますが、ごらんいただきたいと思っております。

こうした収益的収支の関係の損益を見まして、推計期間である平成45年度までにつきましては、いわゆる黒字となりますけれども、これは先ほど来申し上げております、いわゆる現金収入を伴わない長期前受金の収益化の影響に伴うものでございまして、利益が発生いたしましても内部留保資金、ひいては資本的収支の不足額を補填していく財源にはつながっていないというふうに見込んでおりますので、注意していく必要があるというふうになっております。5ページ中ほどに損益、つまり収益的収支の見通しを示すグラフを掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

これ、今申し上げました関係をグラフで示したものでございます。グラフの縦の単位が100万円となって、ちょっと見づらくて申しわけございませんが、便宜上、下2桁分のゼロ

を外していただきますと億単位になります。上から、例えば25億円、24億円というふうに見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのグラフのほうでございますが、青い線が収益、赤い線が費用、そして緑の線が長期前受金戻入といいまして、先ほど来申し上げております額を除いた収益というふうにして示してございます。それから、グラフの中に吹き出しが幾つかございますが、これは折れ線グラフが大きく変化したところの要因を示す説明でございますので、お間違えのないようにごらんいただきたいと思います。

この表をごらんいただきますと、推計期間中、上のほうにございます青い線がいわゆる収益でございますが、赤い線である費用を上回っているというような状況で、黒字というふうに見ていただくことができますが、これから御説明させていただきます耐震化、あるいは老朽管路の更新費用でありますところの、資本的収支の不足額の補填財源を算出していくときには、この現金収入でない長期前受金戻入、これを控除して算出することになりますので、いわゆる補填財源というふうになるのは、緑の線と赤い線の差額というふうになりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。つまり、平成31年度あたりをちょっとごらんいただきますと、赤い線が緑の線を上回っていくというような状況がございまして、補填財源が十分に確保できていかないという予測を立てております。これにつきましては、後ほど内部留保資金の際に御説明させていただきます。

次に、の資本的収支の推計結果でございますが、6ページの上段のほうに結果の表がございまして、ごらんいただきたいと思います。

この推計結果というところで、収入と支出に分けてございますが、まずは収入のほうでございますけれども、企業債のほうは起債抑制ということで、計画期間中については借入れを予定しておりませんので計上してございません。それから国庫補助金は、耐震化事業に係るところの国庫補助金ということで計上しております。工事負担金のほう、それからその他の収入、それから他会計負担金につきましては、過去の実績のほうから推計値を入れてございます。

次に、支出の事業費のほうでございますが、平成24年度に策定いたしました耐震化計画、あるいはアセットマネジメント結果に基づく事業費等が盛り込んでございます。それから企業債の償還金のほうでございますが、こちらのほうは返済現金のほうを示しているものでございますが、先ほど来申し上げてございますように、起債の抑制ということを考えておりまして、いわゆる計画期間中についての起債の借入れというのは予定しておりませんので、減少という形で見えております。

それから表の一番下の、下段の不足額というところでございますけれども、収益的収支の減価償却費等と、それから利益を補填財源として内部留保資金にも確保していきまして、この内部留保資金で不足額を補填していくということになります。

次に、6ページの下の方でございます。

施設・管路の耐震化や更新などの主な経費というところでございますが、ごらんいただき

たいと思います。

表の話も含めての話でございますけれども、上の表と重なることがございますが、棒グラフのうちでございますが、平成26年度から平成31年度までの部分が施設の耐震化でございます。かかる費用、それから青とかオレンジ色の部分、これについては管路の耐震化とか更新を示す色、これは、平成26年度から平成43年度まで耐震化事業を進める予定ですので、事業費が大きく膨らんでいる状況がわかっていただけるかと思えます。

それから、平成40年度に一番下の紫色が大きく占めておりますが、これは、平成19年度に新設いたしました施設が耐用年数の20年を経過するというようなことで、更新が必要になるというところをグラフで示しております。

それでは、内部留保資金の状況について御説明いたします。

まず、7ページの下の方のほうをごらんいただきたいと思えます。

収益的収支と資本的収支の関係を図式化したものでございますけれども、御承知いただきましたように収益的収支で生まれまして利益、あるいは減価償却費などが、真ん中付近でございます内部留保資金ということになりまして、資本的収支の補填財源の仕組みになるということにつきましては、既に御承知いただいております。ちょっと改めて御紹介をさせていただきますけれども、こういうことはたまに起きまして、8ページのほうをちょっとごらんいただきたいと思えます。

8ページの、ア.の資金収支状況のところを示しておりますけれども、表の左のほうに、純利益と減価償却費等というふうでございますが、これを合計した額が上の損益勘定留保資金という一番上の欄になるわけですが、これが各年度における、損益勘定留保資金ということになります。平成26年度の欄でいいますと7億2,400万円、こちらのほうも100万単位というふうになっておりますので、ちょっと見づらいかもしれませんが、この額には先ほど来申し上げております長期前受金戻入というのは控除した額となっておりますけれども、これと、その下にございます資本的収支不足額、平成26年度推計でいうところの6億7,200万円、その額との差が合計欄に示してございます。平成26年度推計では5,200万円というふうでございますが、この額がプラスになっていくとき、平成35年まででございますけれども、内部留保資金というのは増加していきんですが、この合計欄のほうの赤い字で、三角になっております平成40年度以降、これにつきましては内部留保資金が減少していくということをあらわしたものでございます。

この表をグラフ化したものがその下にございます棒グラフと折れ線グラフになります。こちらのほうを見ていただきますと、平成39年度までは黄色の棒グラフ、こちらをごらんいただきますと、これが内部留保資金の残高になりますが、ずうっと横ばい状況にあるというのがごらんいただけるかと思えます。ですが、その後は減少していきまして、平成45年度には3億円程度まで減少していく、その先は枯渇するというふうに見込んでおりますが、今後、そういった際に施設の更新等が出てくる場合には、新たな財源の確保とか更新延期、あるいはそういったところの影響が出てくるおそれがあるというふうに見込んでおります。

また、表の中で折れ線グラフがございますけれども、青い線がそれぞれ当該年度の損益勘定留保資金、赤い線が資本的収支の不足額を示しております、平成40年度からは赤い線が青い線を上回っております、それに連動いたしまして黄色の棒グラフ、内部留保資金の残高をごらんいただきますと、減少していくということがわかっていただけるかなというふうには思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7ページのほうへちょっと戻っていただきまして、ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、今申し上げました内容のまとめというよう形になりますけれども、その結果、本文の4行目ぐらいからありますように、平成35年度末ぐらいまでは新たに起債することなく、こうした毎年度の損益勘定留保資金でもって耐震化、あるいは管路更新が実施できるというふうに見込んでおりますが、しかし、その後は減少して、資金不足が出てくるという予測を立てている関係から、今後その対応は必要になってくると見ておるところでございます。

9ページのほうに移りますので、よろしくお願ひします。

最後に、今回の推計から料金の検討をしておりますということでございますが、(2)番の9ページのほうにございます(2)番の基本的な考えでございますが、水道料金は、地方公営企業法第21条第2項の趣旨に基づきまして、日本水道協会が策定しております水道料金算定要領を参考に検討をしております。これまでの、本市の水道料金の算定方法も同様でございます。

9ページの中ほどをごらんいただきたいと思ひます。

料金算定期間を示しておりますが、いわゆる世代間の負担の公平性、あるいは市民生活の安定性というようなところから、この期間を平成26年度から平成30年度までの5年間というふうにいたしております。ここではまず、10ページのほうにかけまして、算定期間でありまして5年間の総括原価、つまり営業費用と資本費用を算出し、これらを給水収益で賄っていけるかどうかということを検討しているものでございます。

10ページの中ほどをちょっとごらんいただきたいと思ひます。

真ん中ほどに、総括原価というふうに記載してございますけれども、金額が算定式の後にイコール96億3,263万4,000円となっております。これに対しまして、(3)番の給水収益という欄がございますが、これは95億6,328万円というふうになっております。つまり、総括原価は給水収益を6,935万4,000円上回っている状況というふうに見まして、収益不足となる結果が出ておりますが、しかし、この5年間の結果ということで見ていきますと、1年間に換算すれば1,387万1,000円の不足というふうに見ておまして、特別利益、あるいは各年度の決算時の費用圧縮などによって補っていける見込みがあるのではないかとこのふうにご考慮しております。

適正な水道料金につきましては、本日、最初に部長のほうからお話しさせていただきましたが、上下水道事業経営審議会のほうで審議中でございます、その結果を踏まえまして、検討した上で、議会のほうにお諮りしていきたいというふうにご思っております。

以降、A3の資料につきましては、これまで申し述べました計画の詳細を時系列で示した

もの、それから補足資料ということで、水需要予測の資料を添付しておりますので、御参考にさせていただければと存じます。

可児市の水道事業につきましては、給水人口の減少、あるいは高齢化の進展、節水機能の普及、節水意識の高まりというのが、こういった状況がある中で、さらには耐震化事業、あるいは老朽管路の更新を控えるなど、水道事業を取り巻く環境というのは厳しさが増すばかりというふうに思っております。

平成25年度も一般会計から高料金対策補助金を1億円ということでお願いしておることなど、現行料金では費用を賄っていけないという状況はございましたけれども、今回、受水市町と共同いたしまして、県に値下げ交渉を進めた結果、来年度からは10%程度の値下げが実現されたことということで、補助金を受け入れるということなく経営できる見込みとなったというふうに見ております。

もともと県水の値下げ交渉の目的というのは、耐震化、あるいは老朽管路の更新経費の確保など、経営体質の強化を目的として進めてきたものでございまして、これも先ほどちょっと部長が述べましたけれども、現時点で、県水の値下げに伴って水道料金を改定するという受水市町はないというふうに聞き及んでおりますので、改めてちょっとお伝えしておきます。

どちらにいたしましても、水は市民生活に欠くことはできないというふうに考えております。永続的に安心・安全、そして安定した水の供給をしていくとともに、推計結果からもこの先厳しい状況というのが見込まれておりますので、将来世代に過度な負担を回すということも避けていかなければならないというふうには考えております。

今後、この計画につきましては、毎年度、推計値を決算実績額に置きかえまして、更新していきまして、中・長期の視点から水道事業の経営を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中長期収支計画につきましては以上でございますが、続きまして、少しお時間いただきまして、本日お配りしました資料の、平成22年度水道週間イベントアンケート集計結果、2枚ほどのホチキスどめした資料でございますが、簡単にちょっと御紹介だけさせていただきます。

このアンケートは、平成22年5月に可児市の消防操法大会が実施されたときを利用して岐阜県が行ったものでございます。全部で12の調査項目がありますが、この中で、地震等災害対策としての施設整備と水道料金に関するものがございまして、御紹介をさせていただきます。

まず、調査ソースでございますが、表題のところに記してございますように、問3をござらんいただきたいと思ひます。

1枚目の左下になりますが、お住まいの地域ということで示してございますが、可児市が84%ということで193人、そのほかの地域は16%ということで37人ということになりますが、この人たちの結果といたしまして、1枚めくっていただきますと、2枚目の右下の問12になりますが、ござらんいただきたいと思ひます。

ここで、災害時に断水被害を軽減できるような水道施設の整備についてどう思われますかという問いがございますけれども、こちらに対しまして、下にございますように80%、184名の方に当たりますが、現在の料金のままであれば整備してほしい。それからその左側でございますけれども、料金を上げてでも整備してほしいという方が7%、これは16人に当たりますけれども、このような結果が出ておりまして、およそ9割の方が整備を望んでいらっしゃるというふうに見えますが、料金についてはそのままというような意見が大半であることが示されておりまして。このほかは、整備をせずに安くしてほしいという方も6%、14人お見えになりました。

この調査につきましては、毎年、岐阜県が水道週間のときに実施しているものでございまして、岐阜県のホームページで水道週間というのを検索していただきますとごらんいただけるようになっておりますので、参考事例として御紹介させていただきます。

ちょっと長い説明になりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

委員（富田牧子君） 済みません、この中長期収支計画のところの4ページにもあるんですけど、県水が今10%値下げをされるということですけど、平成36年度からの5%値上げの見込みの理由は何ですか。

水道部長（西田清美君） 可児市の中長期収支計画は、県の中長期収支計画に基づいて策定されておりまして、県が10年後には5%値上げするというような計画を示しております。以上でございます。

委員（富田牧子君） 何で値上げするんですか、そこを聞きたいわけ、私は。例えば、こういう施設をこれから整備するので値上げするんですとか、そういう予定にしていますということをお教えしてほしいです。

水道部長（西田清美君） 今回の、県水の値下げの背景には、国の補助金がついたということがあります。耐震整備の補助金がついたということに基づいて、そればかりではないと思っておりますけれども、そういう答弁がされております。その補助金が、10年ぐらいいは見込めるであろうということではないかと思っております。

水道課長（田中正規君） ちょっと補足説明させていただきます。

今、部長からお話しましたとおり補助金の関係でございます。ほぼそういう話なんですけれども、ちょっと詳しいお話をしますと、県が今回、料金値下げとする原資につきましては、今部長が申しあげましたように、県のバックアップ管整備事業に国の補助金がいただけるようになったということです。これはどういうものかといいますと、大容量送水管事業というのにかけてやっておるわけでございますけれども、大きい配水管を入れますと、その大きい配水管の中には水がためられるわけでございまして、結局、地震があったときにたまった水を供給する、要は臨時給水施設のような部分に当たるわけでございます。送水管自身の管が

太いので、そこにたまる水が、とまったとしてもその水を応急給水で使えるという意味合いも含めまして補助金がついてございますけれども、県の説明によりますと、給水人口が30万人ぐらいあるとしても、1人当たり何リットルで、30万人を掛けると必要な水量が出るわけですけれども、その水がたまる分の管路までは補助が使えるけれども、県のバックアップ管事業は、必要水量を確保した以上の管路の整備はまだ長く残っていますので、それにつきましては、ちょっと補助がつきづらいんではないかということ想定されて、県は、10年後には補助金のほうの原資が途切れるんではないかということ想定されて、今部長が言われたように、値上げせざるを得ない可能性があるということでございます。

委員（富田牧子君） これまでも、結局は、過大な需要の見込みでつくられてきたというのが水道だったというふうに思いますけど、将来推計というのは難しいのでいたし方がない点もあるとは思いますが、この水道が総括原価方式になると、どういう見通しをきちっと持って投資をしていくかということが非常に大きくなると思うので、私は、県の言うことを、ああそうですかというだけでなく、やっぱり受水の市町村はもっとしっかり県の計画について詳細に検討して、意見もいろいろ言うていくということがすごく大事ではないかというふうに思うんですね。そうしないと、平成36年にはまたまた値上げになるということがありますし、そこを注視していただくということがすごく大事ではないかというふうに思うので、意見として言わせていただきます。

それから、この計画としては、可児市の分については平成30年までということですが、水道ビジョンができたときに、平成35年までは値上げをしないと、据え置きだという話は聞いているんですけど、そこら辺はどうなっていますか。

水道課長（田中正規君） 料金を据え置くという水道ビジョンになっておりまして、値上げにつきましては、今も値上げということは考えていません。

水道部長（西田清美君） ちょっともたもたして申しわけございませんでした。

値上げについては、平成35年度という数字が確かなものかどうか、私、ちょっと自信がなかったんで今発言できなかったんですけど、今回も値上げをしないと、したくないという方針です。県の受水をしている11の市町、これまではそれぞればらばらで要求をしていたんですけど、一丸となって交渉した結果、いろんな分析をして、さっき富田委員がおっしゃられた県の経営状況の分析、それから受水量の分析、そうしたものを、実際のデータとしてこういうふうだから、県はまだ下げられる余裕があるのではないかというような分析をして要求をしたものでございまして、今後も今回の値下げがあって、10年後にはそういう計画が示されておりますので、それまでにきちっとまた受水市町で検討して、値上げとならないようにやっていくということは、今回岐阜県東部広域水道受水市町連絡協議会というのでできましたので、やっていきたいというふうに思います。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） 他に質問はありますか。

委員（川合敏己君） 6ページからお願いします。

施設・管路の耐震化や更新などの主な経費というところのグラフがでございます。前も私、

一般質問の中でちょっと触れたことがあるんですけども、管路の耐震化というのは極力早くやったほうがいいと思います。特に基幹管路に関しましては、これは一日でも早く工事を終わらせたほうがいいと思っております。なぜなら、地震が起こったときに、基幹管路に被害が出た場合にエリアというのは非常に大きくなりますので、そういった観点からも1年でも早く終わらせたほうがいいというふうに考えております。

たしか私の記憶が正しければ、昨年5月に発表された政府の地震調査会の中では、10年以内に南海トラフのエリアで地震が起こる可能性は20%ぐらい、それから20年以内に起こる可能性としては40%から50%、30年以内というのがたしか70%ということで発表されたデータがあったと思うんです。そういったことを考えた場合に、この青い部分、こういったものは右肩下がりで少なくなっていくような計画というのは今回立てられなかったのかどうか、ちょっとその点についてお聞かせいただけませんか。

水道課長（田中正規君） 今回の計画につきましては、今、川合委員が前回の一般質問で質問をされたときにお答えした計画のとおりで、とりあえずやっておるわけでございますけれども、基本的に、どんどん早くやるのが一番いいわけでございますけれども、まず一番念頭に置きましたのが基幹施設構造物でございます。排水場、排水池、ポンプ場等でございますけれども、この施設が被災をしますとかなり広い範囲、一番大きいことを想定しますと、可見市の7割とか8割の区域が一気に断水してしまうという可能性がございますので、これにつきましては、まず基幹施設を一番早く完了させるということで、平成31年までの6年間で、現在耐震性の劣っておる11カ所の基幹施設構造物をまず耐震化を進めます。

そうしますと、管路による断水エリアは全体の約2割とかいうレベルで減っていきますので、まずはここを進めていきたいというふうに考えておまして、川合委員が今おっしゃられます基幹管路を一日も早く終わらせたいということはございますけれども、やはり費用面の原資となりますのが、内部留保資金と減価償却費で耐震化を進めているわけでございますけれども、毎年度の減価償却費と、あと取り崩せる範囲の内部留保資金という形を見込ませていただきまして、現在のところは18年間で基幹管路を終わらせるということになっていきます。ただ、これは当然経営的な視点、収益的なもの、もしくは費用面を抑えてやっていけるような、先ほど富田委員からもお話がありましたけれども、今後、実際給水人口が減っていくわけでございますので、現在と同じ規模の管路でなくてもいける可能性もございますので、その辺も十分検討しながら効率的な施設の更新を行うことで費用が抑えられれば、その分だけ早く耐震化を進めていくということも考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員（川合敏己君） そうすると、経費との関係でこういった計画になったということは今わかったんですけども、例えば、これはちょっと事情がよくわからないんですけども、配水管と基幹管路の割合というのは、基幹管路の工事割合をふやしていくという考え方はされていたんでしょうか。それは現実問題として無理ですということなんですか、ちょっと教えてください。

水道課長（田中正規君） 基幹施設構造物もやりながら、基幹管路も行っておるわけでございます。今の御質問は、一般の配水管と基幹管路ということによろしかったですか。

委員（川合敏己君） 普通の配水管、ここにある管路（配水管）、オレンジの部分の割合を減らして、基幹管路の青の部分をふやして工事を進めていけば、1年でも早く終わるんじゃないかなというふうにちょっと考えるですけど、この点はいかがですか。

水道課長（田中正規君） この配水管、オレンジの部分でございますけれども、これはどういう管路かといいますと、大変耐震性にも劣りますし、老朽が進んでおります塩化ビニール製の管でございます、この塩化ビニール製の管というのは自然漏水も一番著しくしやすいものでございまして、昨年度も本管漏水が9カ所ほどございましたけど、ほぼこれが塩化ビニール管でございます。この塩化ビニール管は、法定耐用年数は40年、管路は全て法定耐用年数が40年なんですけれども、塩化ビニール管以外の管路は、実際、実質的には40年以上でも、すぐにそこで急激に悪くなることはないんですけども、塩化ビニール管自身は40年を超えた時点ぐらいから大変漏水がしやすくなります。この部分も含めて老朽管の更新をしていかないと、漏水がどんどん進んでいきます。今度は漏水のほうで無収水ですね、入らないお金がどんどんふえていきますし、さらには本管の漏水というのは1回やりますと、その付近の方々の生活を著しく害しまして1カ所あれば20件、30件、多ければ50件、60件というような断水をして直さなければいけない部分もありますので、配水管のオレンジの部分の、おおむねここ10年、15年の部分につきましては、塩化ビニール管の老朽管更新ということで自然漏水と、さらには、塩化ビニール管自身は南海トラフ級以下の、通常レベル1地震と言っておるんですけども、震度5弱、5強の震度にも完全に耐えられなくて、そこにつきまして漏水を起こすということがございますので、配水管も並行して、著しく弱い配水管はやはりこうしてやっていくことで今の収益的な部分、もしくは耐震化の部分、安定供給ということにもつながっていきますので、このようにバランスをとった形で一応計画をさせていただいております。以上です。

委員（富田牧子君） 済みません、前にいただいた資料の中でちょっとお聞きしたかったことがあるのでお聞きするんですけど、配水ブロックの統廃合という考え方があって、長坂配水ブロックを愛岐ヶ丘と光陽台に統合するとか、非常に配水が巨大化するんじゃないかと思うんですけど、これというのは、いざというときには本当は細かくあったほうが実際はいいんじゃないかと思うんですけど、そういうことはないですか。

水道課長（田中正規君） 富田委員の言われることはそのとおりでございます、それぞれに配水池が細かくあるほうが、そこに一旦地震があった場合に配水池に水をためますので、余裕の水をためられるんでございますけれども、ただそれは、全てそれだけ要るかという、それはバランスがあると思うんです。基本的には、例えば愛岐ヶ丘と若葉台は今一緒の愛岐ヶ丘配水池で配っておるわけでございまして、愛岐ヶ丘のすぐ横にある長坂も長坂配水池から配っておるわけでございますけれども、緊急時で今の愛岐ヶ丘配水池が、十分大きなものがございまして、長坂はさほどの容量は持っていないので、そこで緊急時の水は十分対

処できますし、光陽台からも十分給水できる範囲でございますので、臨時給水のときのことを考えますと、今申し上げましたようにさほど安定性が悪くなるというか、供給が不足するというはございませんので、耐震性に劣るものをつくり直すよりも、やはり統合して、将来的なライフサイクルコストも考えながら改修していくと。配水ブロックの統合をして効率化を図っていくということは、やはり先ほども申し上げましたけど、今後の給水人口が減ってくるということを考えますと、どうしても必要ではないかなあという形で今進めております。以上です。

委員長（澤野 伸君） 他に質問はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、質疑を終了とさせていただきます。

次に、可児市いじめ防止基本方針のパブリックコメントについてを議題といたします。

市民部長（片桐厚司君） よろしく願いいたします。

昨年、国のほうでいじめ防止対策推進法が施行されまして、その中では、各自治体の基本方針につきましては努力義務となっておりますが、本市につきましてはいじめ防止基本方針をつくりまして、積極的にいじめ防止に取り組んでいくという考え方で、今回ようやくパブリックコメントにかけるまでの案ができましたので、皆様方に説明をさせていただきたいと思います。

説明につきまして、人づくり課の瀬瀬課長が御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

人づくり課長（瀬瀬新吾君） それでは、よろしく願いいたします。

パブリックコメントにつきましては、1月22日から2月10日までの期間を予定しております。いじめ防止対策推進法第12条で、地方公共団体がこうしたいじめ防止基本方針をつくることについては努力義務とされておりますが、今部長からお話ししましたように、可児市としては、この基本方針をつくって取り組んでいくということでございます。

この案は、人づくり課と学校教育課が共同の事務局としてつくってまいりました。これまで、可児市いじめ防止専門委員会に諮問をしまして協議をしていただくとともに、教育委員会の会議においても説明して、意見をいただいております。また、いじめ防止専門委員会の特別顧問である尾木直樹さんにも助言をいただいております。

本日、事前にお配りした案の3ページについては修正をさせていただきましたので、資料を追加で出させていただきました。よろしく願いいたします。

また、この案は、国が出しましたいじめ防止に関する基本方針を参考にしてつくっております。

では、お配りした案の、1枚開いていただきますと目次になっておりますが、特徴といたしましては、この目次の大きい2番、いじめの防止からケアまでの具体的な内容となっておりますけれども、いじめへの対応について、防止、2番が早期発見、3番目に対処、4番目にケア（見守り）ということで、国の方針などでは、ケア（見守り）といった形でのまとめ

はしておりませんが、可児市としてはこういったケア（見守り）までを含めて対応していくというような考え方をとっております。

また、見ていただきますと、家庭の取り組みというのは、この4つの段階全てにかかわってきております。また、防止と早期発見には地域の取り組みも入れておりますし、防止に関しては、幼稚園・保育園の取り組みも入れているところでございます。後ほど簡単に内容を触れさせていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、1ページからですが、いじめ防止等の対策の基本的な方向ということで、法律、それから国の基本方針、また本市の場合は、平成24年10月に施行しました子どものいじめの防止に関する条例がございます。そういったものを踏まえて、2ページのところで、市のいじめ防止基本方針をつくるということをもとめております。

基本理念としましては、2ページの一番下にありますように、条例の第3条に規定しております基本理念というものをそのまま載せさせていただいております。3ページに入りまして基本姿勢、3つに分けておりますが、1つ目にありますように、可児市としてはいじめにかかわった全ての子供たちをケアし、支援するといった姿勢で対応していくことなどを決めております。

いじめの防止からケアまでの具体的な内容ということで、まず大きな1つ目としては防止です。家庭について、ここが今回修正をしております。お配りしましたように、下線の部分を追加しております。やはり家庭としては、いじめをしない子供を育てるということで自己肯定感を育むということ、それによって相手を思いやる気持ちを持ったり、また個性や多様性を認めるということはいじめをしない子供を育てると、そういったことを位置づけております。

4ページに参りまして、幼稚園や保育園の取り組みです。

子どものいじめの防止に関する条例では小学生からを対象としておりますが、学校に上がる前に、幼稚園・保育園の場で、集団生活の中で友達との仲間関係、大人との関係、そういったものを学び始めるスタートということでこの基本方針に位置づけております。

(3)として学校の取り組み。どの学校にもいじめは起きるということでコミュニケーション能力を育んだり、また子供たちが主体的に参加、活躍できるような授業づくりをしたり、また子供たちみずからがいじめ防止にかかわる活動をしたり、さまざまな取り組みをしながら、また学校生活自身も楽しいものにしていくと、そういったことを目指して大きく4つの取り組みなどを位置づけております。

5ページに参りまして、(4)として、地域、関係者の取り組みです。

やはり、子供たちを地域で見守る、また大人が子供にかかわっていくということをこの中では位置づけております。さまざまな地域活動へのかかわりですとか、番や番にありますがようないじめ防止の協力団体や協力事業所、そういった活動も位置づけながら取り組んでまいります。

(5)として啓発活動ですが、これはさまざまな媒体を活用した広報活動や、いじめ防止専

門委員会の学校訪問、そういったものもしながら啓発をしていきます。

次に、いじめの早期発見についてです。

まずは通報や相談を受ける体制ということで、学校の取り組みとしては、やはりここにありまうように早い段階からの確にかかわっていくと。初期の段階でかかわれるようにしていくために、子供の見守りをしていくと同時に信頼関係をつくっていく、また子供たちが示す変化や危険信号を見逃さない。あるいはいじめを訴えやすい学校風土をつくっていく、そういったことをするために、アから力に掲げておりますような取り組みを行ってまいります。

7ページに参りまして、教育委員会の取り組みとしましては、心理や福祉などの専門家など、専門的な立場の人たちとのかかわりを持って早期発見に努めていきます。

として、いじめ防止専門委員会ですが、御案内のように相談窓口を設けておりまして、それから、いじめ防止専門委員会以外の相談窓口もPRしながら受け皿として活動をしていくということです。

番として、県や県教育委員会との連携ということで、県もそれぞれさまざまな相談活動を行っておりますし、ネットパトロールの活動もしておりますので、そういった県や県教育委員会と連携していきます。

(2)番として、学校相互間の連携協力ということで、いじめの中には同じ学校に在籍していないケースもありますので、学校間の協力もしていくということです。

(3)として、家庭の取り組みですが、8ページのほうに参りまして、やはり子供が発信するいじめのサインに気づいていくということを家庭の取り組みとしています。

(4)としては、地域の取り組みとして、市民の皆さん、それからいじめ防止協力事業所や団体の皆さんなどの見守りや声かけ活動をしていただく、また情報提供をしていただくといったことを取り組みとしています。

3番目にいじめへの対処です。

まず家庭での取り組みとしては、いじめに遭っている場合、周りの子がいじめに遭っている場合、いじめている場合というふうに3つのパターンに分けておりますが、やはり本人に話を聞いて、学校に相談をしていくというようなことを基本的な取り組みとしております。

(2)の2として、学校の取り組みですが、やはり学校としては組織的に対応するということ、それからいじめられた生徒を守り通すということと、一方で、いじめている生徒についてはきちんと指導をするとともに、やはり8ページの一番下にありますように、いじめを起こした背景にも配慮をして、いじめた生徒の支援という立場でもかかわっていくといったことにしています。

次に、9ページの真ん中より下のところに、(3)いじめ防止専門委員会の取り組みですけれども、 から にありますように、当事者への調査から学校への調査、対処方針を決定した上で助言や支援をしていくという活動、 については、関係者に対する市長の是正要請のための意見を出すといったようなことを位置づけております。

10ページの(4)ですが、関係機関や民間団体との連携ということで、今回12月議会で条例

を改正しまして、いじめ問題対策連絡協議会の設置をすることとしております。こうした連絡協議会のケース検討会議や実務者会議などで連携をしていくことにしております。

(5)のインターネットいじめの対応については、不適切な書き込みの削除ですとか、被害の拡大を防ぐための取り組み、また安全にネットを利用するための情報モラル教育、そういったものを位置づけています。

(6)として、重大事態への対処です。

重大事態については、法律の中でそこにありますようなものが定められておりますが、まずは にありますように、重大事態の把握をし、それを調査するということです。 にありますように、まずは学校、教育委員会が調査を行います。その結果を市長に報告しますと、

にありますように、市長が必要に応じて教育委員会や学校が行う調査と並行して調査を行ったり、あるいは教育委員会や学校が行った調査の再調査を行うと、そういったことを決めております。これらは法に基づく仕組み、あるいは国の基本方針に基づく仕組みと同じような対応でございます。

12ページに参りまして、4番として当事者へのケア（見守り）ということです。

やはり一旦いじめがおさまったように見えても再発したり、新たないじめが起きる、あるいは加害と被害が入れかわると、さまざまな状況が予測されますので、それに対応するために、家庭については子供の様子を引き続き見ていく、また学校についても子供たちが安心して学習などに取り組めるような環境をつくっていくといったことをケアの中で位置づけをしております。

13ページに参りまして、(3)いじめ防止専門委員会としましても、このケアの部分では、定期的に委員や事務局の職員が小・中学校を訪問して状況を確認していくことなどを行っていきます。

大きい3番のその他でございますが、組織の面では にありますような、新たにいじめ問題対策連絡協議会を設置したり、 番には、学校でいじめ対策委員会を設ける等々の必要な組織を設けて対応をしていくこととしております。

2番の財政上の措置、予算の確保であったり、人的体制の整備ということで教職員の資質の向上や専門職員の活用と、そういったことを予定しております。

14ページに参りまして、3として学校のいじめ防止基本方針についてですが、市の基本方針で、学校の基本方針の内容について定めることについて決めておりまして、先ほどの防止、早期発見、対処、ケア（見守り）と同じような4段階で学校の基本方針も取りまとめをしていくこととしております。

15ページに参りまして、4つ目の市及び教育委員会が行うその他の施策ということですが、やはり1つ目は、国や都道府県がいじめ防止に関する調査、研究を行っておりますのでそういうものを活用したり、 にありますように、可児市としては独自にいじめ防止教育プログラムを新たに開発するようなことも位置づけをしております。また学校評価や学校改善の支援なども行っていきます。

5番目として、基本方針の検証及び見直しということで16ページになりますが、この基本方針は3年ごとに見直しを行うということにしております。そこにありますような3つの指標を参考数値としまして、それを含め総合的に評価をして必要な見直しを図っていくこととしております。

説明については以上でございます。

委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

委員（富田牧子君） なかなかよくまとめられていて、先ほど尾木直樹さんに見ていただいたということで、さすがということは読んで私としては思ったのですが、まず1点、パブリックコメントを行うわけですから、市民が全然わからないけど読んでみて、どんなことを決めたんだろうかと知りたいという人にも読んでいただくということが絶対大切だと思うんですけど、そのためには、用語の解説がないというのが問題だと思うんですね。この間、可児市の中でさまざまにパブリックコメントがありましたけど、用語の解説がないです。自分たちだけがわかっているだけで、市民がわかるように親切にもっと用語解説を入れてください。

それで私、わからないところを質問します。

スクールサポーターとスクール相談員はどう違うのか、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーはどう違うのか、同じような言葉の中で書いてあって、見て何となくわかるんだけど、具体的なところでどういうふうに違うのかというのがわかりません。

人づくり課長（瀧瀬新吾君） スクールサポーターは子供たちの学校生活とか学習を支援するために配置をされているもので、スクール相談員は相談員という認識をしております。それからスクールカウンセラーは、まさに臨床心理士などが行っていきますので、子供の心のケアなどを行っていく、あるいはカウンセリングを行う人たちですし、スクールソーシャルワーカーは社会福祉士などが当たると思いますが、子供たちのいろんな家庭環境、いろんな問題行動の背景にある家庭環境などについて必要な調整をしていく役割を持っているというふうに思います。

委員（富田牧子君） それで今、スクールソーシャルワーカーとかスクール相談員というのは実際におられるんですかね。

人づくり課長（瀧瀬新吾君） スクール相談員は配置されている学校があるというふうに聞いております。スクールソーシャルワーカーについては、今年度試行的にありますが、全体への配置などはまだこれからになると思います。

委員（富田牧子君） 配置についてはどうなるかわからないという話もありますけど、これがどういうふうに違うのかということはきちっと書いていただかないと、言葉で書いてあるだけで本当に配置してもらえるのかどうかもよくわからないような、ちょっと何か疑問に感じました。

それから15ページですけど、せっかく割といい計画を立てたのに、15ページの学校評価というところは大変問題じゃないかなというふうにこの点は思います。特に、(2)の、教

員を評価するということで、どれだけいじめに対処したかとか、そういうことを教員評価するということでは、せっかくいろいろいじめ防止に一生懸命やっていたらこうという先生方にそれを評価の対象にするということ自体がおかしいと思うんですね。今、教育現場では本当に大変で疲れ切っているというところの中に、さらにこのいじめ防止もやらなきゃいけないということで、いじめ防止をやらないと評価がどうなるかわからないというような点はちょっともう一遍考えていただいたほうが、こんなことまで入れるのかということだけは私はちょっと賛成できかねるんですけど。

人づくり課長（瀨織新吾君） 御意見として承ります。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

委員（川合敏己君） わかりやすい内容の基本方針だと思うんですけども、本当に行政だけでなく、学校だけでなく、やっぱり各家庭や地域一体となっていじめ防止のために努力をしていかなければいけないとは思いますが、こういった方針というのは、本当にいいものがあるってなかなか浸透していかないですね。これをどういうふうに落とし込んでいくものなのか。例えば保育園や幼稚園の指導者に対してはどのような形で対処するのか、まずこの点。あと地域ですね、この点についてちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

人づくり課長（瀨織新吾君） まず幼稚園・保育園については、新たに設置を予定しておりますいじめ問題対策連絡協議会に幼稚園・保育園の市内の協議会、あるいは協会の代表の方に参加をお願いする予定であります。そういったところを通じて、こういった基本方針も含めていじめへの対応の理解をしていただき、協力を求めていきたいと思っています。

それから地域については、これまでもいろんな会議の場で協力をお願いしたり、またチラシなどをつくって協力をお願いしてきておりますが、引き続きそういった活動をしていきたいと思っております。以上です。

委員（伊藤英生君） 現状、いじめが起こったところで学年がかわったりだとか、小学校から中学校へ持ち上がったたりだとか、個人情報とかそういったのもあるかもわかりませんが、事案の連絡の共有というんですかね、次の新しい担任の先生と共有するとか、そういったものはこの指針には盛り込まれていないんでしょうか。

人づくり課長（瀨織新吾君） 実際に進級したり進学したりする場合には、生徒指導に関する情報ということで学校から学校へ、あるいは前の担任から次の担任へ必要な情報は引き継ぎがされているというふうに聞いております。

この方針の中で、早期発見に関していいますと、6ページのところで、の学校の取り組みの2つ目の段落、日ごろからと始まる段落ですが、2行目の後半、教職員が児童・生徒の情報を交流し、情報を共有すると、そういったようなことを行っています。

それから対処についても8ページにありますように、8ページの下の方、(2)の学校の取り組みであります。速やかに組織的に対応しということで、その中にそういった必要な情報を共有していくということが含まれております。以上です。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

委員（伊藤英生君） 済みません、ちょっとさっき富田委員の言われたことと私の意見はまた反対の意見を持っておりまして、15ページの学校評価、この部分は本当にすばらしい部分だと思うんですね。今まで学校がどっちかといういじめがあった場合、件数を少なく申告したほうが評価されるような風潮があって、いじめを隠していたという部分を、逆にいじめを解決することが学校や教員の評価につながるんだよということで、どんどん先頭に立ってやろうというすばらしい取り組みだとは思いますが、評価の部分、具体的にどうやってやっていくお考えなのかちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

人づくり課長（瀨瀬新吾君） 学校の評価システムについては、ちょっと直接所管しておりませんので詳しくはございませんが、既に学校を評価する仕組みというものができておりまして、その中でここに書いてあるようないじめへの対応についても評価項目として入れていくというふうに聞いております。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑はよろしいでしょうか。

委員（富田牧子君） 先ほど言った語句の説明は書いていただけますか。私がちょっと思ったのは、例えばキッズクラブだとか、5W1Hとか、ネットパトロールとか、Q-Uアンケートとか、そんなものはわからんと思うんですよ、ほかの人に。だから、ちょっと見てもらって、意味がわからないというのはきちっとこういうことですよということを親切にやっていただかないと、誰もパブリックコメントしないかもしれません。

人づくり課長（瀨瀬新吾君） 22日から予定しておりますが、できる範囲で対応させていただきたいと思います。

委員長（澤野 伸君） じゃあその辺よろしく願いをいたします。

ほかに質疑のほうはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

次に、可児駅東地区第3期都市再生整備計画事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設部長（西山博文君） それでは、可児駅東地区第3期都市再生整備計画事業の進捗状況及び今後の計画につきまして、御報告していきたいと思っております。

この中心となります区画整理等の整備事業のハードにつきましては、着手してからほぼ10年近くたちまして、現在90%ぐらいの面整備が進んでおります。駅前の整備を残してほぼできてきているという状況でございます。しかし、いよいよ終盤にかかる中で、いろいろ関連事業等、課題も集約されてきておりまして、その件を含めまして担当の都市整備課長のほうから説明させますので、よろしくお願いたします。

都市整備課長（奥村建示君） それでは、私どもで担当しております可児駅前線街路事業と東西自由通路につきまして、報告をさせていただきます。

可児駅前線街路事業につきましては、今年度、平成25年度に、図面のちょうど中央にございますが、主要地方道、可児金山線まで完了する予定で進めておりましたが、ごらんのように

にちょっと事業が遅延いたしまして、図面にあります黄色の部分今年度事業として今工事を進めております。赤い部分につきましては、まだ家がございまして、今交渉をしておるところでございまして、ここについても何とか今年度の中で、今年度事業として整備できないかということで今進めております。

あと右のほう、可児金山線までの右の緑色のところにつきまして、残事業として残ると。あと可児金山線の交差点改良ということで、南北の区間につきましても、平成26年度から予定しております第3期都市再生整備計画事業の中で進めていきたいというふうに考えております。ただこの中で一つございますのが、この事業というのは、今行っておりますのは平成21年から平成25年の5年ということでやっております。この中で、事業をある程度の効果が出るように進めようということでやっておりますが、補助金につきまして、この区間を全て行うということで先取りをしたような状況で事業を進めておりましたが、この緑色の残った部分につきましては、平成25年でできませんので、今年度事業が終わった段階で精算をしまして、もらい過ぎている国庫補助金につきましては、平成26年度か平成27年度の精算が終わった時点でお返ししなければならないという状況が今ございます。これにつきましては、またわかり次第、御報告をさせていただくつもりでございます。

あと次に、可児駅東西自由通路でございます。

これは、ちょっと小さくございますけど、一番左上の名鉄新可児駅という字のすぐ下に、少し細く緑色の線がございます。ここにつきましては、平成24年度末の2月にJR東海に自由通路の概略設計を委託しておりまして、その結果が昨年末に完了して、報告を受けました。概算の事業費とか、通路のかなり詳細な設計をいただいたわけでございます。

その中で大体の工期も出てまいりまして、今後につきましては、当初予定しておりました橋上駅というものをやめて、自由通路だけをつくるということになりますので、そのことについて都市計画変更とかが出てまいりますので、今そういうものについてJR東海と協議をしております。あとJR東海とこれからいろいろと調整をしていかなければならないのが、平成10年に結びました覚書というものがございます。その覚書というものは、橋上駅をつくるよということで覚書を結んでおりますので、その変更をする。橋上駅をやめて自由通路だけをつくるというような文面に変えたものに変更をしていかなければならない。

その後、工事協定というものを結びます。工事協定というのはどういうものかと申しますと、自由通路をつくるよと、事業費はこれだけで、事業年度についてはこれだけでやりますよというような内容になってくるわけですが、そういうものを結ぶと工事に着工するというようになってまいります。

その中で今後やっていかなければならないのが、工事協定とか覚書の中で自由通路ができた暁には、今広踏切と言っておりますが、可児駅のすぐ北側にあります踏切を閉めなければならないということ、これはJR東海との約束でありますし、市としましても、やっぱり踏切があるということは人の事故が発生する危険が高いということで、そういうことも含めて市道14号線を高架にしたり、南にあります県道の土岐可児線をアンダーパスで、かわりの代

替の施設ということで、多額の費用をかけて踏切をなくすような努力を市もしてきたわけですので、今回、人が通れるエレベーターとかということで、バリアフリーを備えた自由通路が完成になった暁にはこの踏切を閉じるということで、地元とも調整して進めていかなければならないという状況でございます。

自由通路につきましても、この第3期都市再生整備計画事業の補助をもらってやっていくということですが、一応先ほど申しました工事協定というものを結ぶときには、多分これ、足かけ3年ぐらいになると思います。JR東海から今もらっております工期を見ますと、最短で平成28年度末の自由通路の完成ということになります。これは、協定とか何か順調に進んだ場合です、この中でそれがおくれればその分だけおくれしていくということになりますので、平成26年度の新年度予算にはこの自由通路の建設費用は盛り込むことが今はできておられない状況でございます、これらの協議が調った段階でまた臨時議会とか、6月議会とか、そういうものをまた議会のほうにはお願いして、予算編成に御協力をいただかないといけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと今後につきましては、先ほど申しました踏切とか、事業の進捗状況を自治会の周辺の方にお知らせして、少しでも早く進めるように頑張ってもらいますので、よろしくお願いいたします。

委員長（澤野 伸君） それでは質疑を行いたいと思いますが、質疑のある方。

委員（川合敏己君） この部分で、この県道の部分になるんですけども、JR可児駅の南、アンダーパスから消防署までの区間に関してはちょっとここに載っていないんです。これはまた事業がちょっと違うのかもしれないんですが、ちょっとこの点について御説明をお願いします。

都市整備課長（奥村建示君） 土岐可児線でございます。これにつきましては、岐阜県の県道の事業ということで整備を進めていただいております、私が把握している限りでは、平成28年度をめどにということで事業を進めていただいております。ただ、用地買収等が当然出てまいりますので、その都合によっては期間の延伸ということも出てくる可能性はあると思います。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

委員（亀谷 光君） 可児金山線の、先ほど平成26年度の予定で予算を返却すると。その金額がどれほどかということと、あとそれ以後、どのような方向性であるか、ちょっともう一度お願いします。

都市整備課長（奥村建示君） 補助金を返還するというものは、さっきちょっと説明不足でしたが、都市再生整備計画事業というものは、区画整理の駅前広場とか区画整理事業の中でやった中の道路整備とか、この駅前線も含めて事業をしております。

補助金を返さなければならなかったという理由の一つは、駅前線の用地買収が進まなかったということもあるんですが、駅前広場につきましても、自由通路の関係で着手ができなくて、今は4分の1程度できているぐらいの状況です。この駅前広場がもし完成していればそ

うということもなかったわけですが、残念ながらＪＲ東海との調整で着手ができていなという状況で、街路のほうもできなかった、駅前広場のほうもできなかったということで、結果的に補助金を返さなければならないということになったわけですが、この額としましては、精算をしてみなければわかりませんが、8,000万円から1億円ぐらい、国費としてそのぐらいではないかというふうに見込んでおります。

あと、この緑色の十字のところになるわけですが、ここにつきましては、来年度から始まり3期の事業の中で補助をいただきながら整備をするということで、今交差点のところにつきましては、関係するところの補償につきまして調査も進めている状況でございます。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

委員（佐伯哲也君） 前の委員会のほうで話があったとしたらちょっと申しわけないんですが、覚書があるんですけども、今の自由通路のところの橋上駅というのがなくなった主な原因というのはどういうものなんでしょうか。

都市整備課長（奥村建示君） 大きな原因は事業費です。30億円とか40億円とかという事業費の想定がされておったということと、もう1つは、鉄道の利用者が減ってきたということで、特にＪＲ東海につきましては、今無人駅という取り扱いはしてみえないようですが、夕方になると駅員もいないという状況もございまして、そういうものから市としましては、橋上駅までしてということで、今の地下道が皆様から危険だし使いづらいという御指摘がございますので、東西の線路を超えて、自転車、歩行者の方が使える安全で安心な通路のみをつくろうということで進めてまいりました。

委員長（澤野 伸君） 他に。

委員（川合敏己君） 説明にあったかもしれないんですけど、今おっしゃられた地下道に関しては、どのタイミングで閉鎖という形になってきますでしょうか。

都市整備課長（奥村建示君） 今回の自由通路は、地下道の南側に接するような形でつくります。地下道を利用させていただきながら、完成して新しい自由通路が使えるようになった段階で閉鎖をして、その後速やかに埋めてしまう、埋めてなくすということを考えております。

委員（川合敏己君） そのタイミングというのは今広の踏切の閉鎖のタイミングとほぼ同じころと考えてよろしいですか。

都市整備課長（奥村建示君） 工事をやるやらないは出てくると思うんですが、ＪＲ東海としては、自由通路ができた暁には両方とも通れないような状況にしてほしいという要望が出てまいりますので、具体的には今後になると思いますが、完成と同時にというふうに捉えていただいたほうがいいんじゃないかと思っております。

委員（川合敏己君） 結局は、ＪＲ東海との協議を進めてまいりました東西自由通路の整備、この整備が終わって、最短で先ほど平成28年度中ということでおっしゃっていました。

最短で終わった場合に、あと残っている事業も含めて最短でいつこの駅前が完成するといえますか、ちょっと教えてください。

都市整備課長（奥村建示君） 平成28年度末に自由通路ができるとしますと、平成29年度か

ら駅前広場の整備、1年あればできると思います。その中で、あと区画整理事業につきましては、換地の計算、土地の面積をきちっと測量いたしまして、その後、換地精算ということを行います。要は、土地をもらい過ぎている方、足りない方ということを経済で精算する行為でございます。そういうものをやりますと、平成29年に駅前広場工事、測量とか精算で平成30年、事業完了平成31年ということではないかと。区画整理事業の終結という状況かと思えます。

委員（佐伯哲也君） 質問ではなくて、ごめんなさい、意見になっちゃうかもしれませんが、今の橋上駅の回答からもそうなんですけど、予算的な問題があるんで確かに難しいのはわかりますが、もともと可児市の活性化だとか、ここにも子育て、健康、にぎわいなんてことが書いてあるとおり、これでふやして、もっと住みよいまちにしようという方向性の割りには、何か今後利用者が減るだとか、無人駅になるだとか、そのためにそこまでやる必要はないというような方向性が、現実問題そうなのかもしれませんが目的とちょっと違ってきておる。駅がきれいになるのは非常にいいことなんでいいんですけども、ちょっとその辺の思いと費用対効果というのをもうちょっと考えていくと、今のつくりえない理由をそのまま突き詰めていくと、駅をここまでする必要があるのかあということにだんだんできてきちゃうような気がしないでもないの、ごめんなさい、多分言いたいことはわかっていたかと思えますけれども、その辺のところをちょっと考えてやっていただけないかなと思えます。

都市整備課長（奥村建示君） 一応、JR可児駅は今回さわりません。今の駅のままで通路だけやるということで、ちょっとイメージ写真がございしますが、これは通路の入り口だけになるものでございます。

事業が始まったころは名鉄新可児駅とも統合して、橋上化で1つの駅にしてはどうかとか、そういうお話もあったんですが、名鉄のほうが先に駅の整備をされたということもあって、JR単独でということもあったんですが、名鉄については入ってきてまだ戻るという状況ですので、駅自体はバリアフリーというか、線路と線路、ホームとホームは平面で行き来できるので、バリアフリー化については余り問題ない駅舎であると、名鉄は。JR可児駅については、今回自由通路をつくることによりまして、ホーム間はエレベーターで移動できるようなことで、西可児駅と同じようなことになってきましたので橋上駅とは違いますが、逆に言えば、最初に改札へ入って、多治見へ行こうとする人は、階段も何も上らなくてもそのままスムーズにいけるというメリットも1つはあるということで、必ずしも橋上駅が全ていいということではないとは思いますが、一応今回の自由通路によって、JR可児駅のほうもバリアフリー化がかなり改善されるというふうに考えております。

建設部長（西山博文君） つけ加えさせていただきますと、当初は、橋上駅ということで進んだということなんですけど、やはり費用対効果、それから今、先ほども何度も言いますように、乗客がぐっと減ってきたと。しかし、ここはやはり可児市の玄関口であって、この可児駅というのは地形的にも中心のところ、道路も集約したところで周辺の街路も整備すると

ということで、やはりこの関連の中で、今子育てとか、拠点施設と子どもは言っておるんですが、そこに若い人たちが集まって、憩いの場所ができるということは、やはりこれは目的として、一連の中で整備をしていきたいということで進めておりまして、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） 他に質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

これまでの部分では、一応質疑のほうは終わらせていただきます。

そのほか全体についても結構ですが、何かありましたら。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで建設市民委員会を閉会とさせていただきます。

執行部の皆さん、どうもありがとうございました。

閉会 午後3時07分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 1月17日

可児市建設市民委員会委員長